

令和 8 年 10 月 1 日
中国総合通信局

令和 8 年度 中国総合通信局 重点施策 2.0 ～A I・デジタルのチカラで 地域を高め 未来を拓く～

中国総合通信局は、情報通信行政を担う総務省の地方組織として、情報通信インフラの整備・強靱化や地域社会のA X/D X（A I・デジタル変革）推進、電気通信事業や放送事業等の監督、無線局の許認可・検査や電波利用環境の保護等の業務を行っています。

政府では、「地方創生に関する総合戦略」（令和 7 年 12 月 23 日閣議決定）を策定し、人口減少が進む中であっても、地方の持つ伸び代をいかし、我が国の成長力を維持していけるよう、各種施策を進めているところです。

中国地域においては、全国に先行して人口減少が進み、2050 年には約 2 割の市町村において人口が半減し、高齢化率は約 4 割になると推計されています。今後、少子高齢化・人口減少に起因する働き手不足、公共サービス維持の困難化、地域経済の縮小といった課題が一層顕在化することが見込まれるほか、大規模災害のリスクにも直面しています。

このような状況のもと、**地域課題の解決や魅力的で持続可能な地域社会の実現を目指し、誰もが安全・安心につながり、豊かに利用できる通信・放送及び高度なデジタル環境の構築を図ることが重要**です。

このため、当局は、令和 8 年度、『**A I・デジタルのチカラで 地域を高め 未来を拓く**』をスローガンとして、以下の施策に重点的に取り組みます。

1 情報通信インフラの整備・強靱化の推進

地域社会のあらゆる分野でA X/D X（A I・デジタル変革）の進展を可能とするためには、地域における情報通信インフラが十分に整備されるとともに、災害時も含め、安定的に活用できる環境が必要です。このため、通信・放送インフラの整備や耐災害性強化を推進します。

（１） 情報通信インフラの整備推進

日常生活や企業活動においてデジタル化の恩恵を最大限に享受できる環境を実現するため、「デジタルインフラ整備中国地域協議会」の活動等を通じて地域の関係者と協力し、光ファイバ、5 G基地局等の情報通信インフラ整備を推進します。

【主な施策】

- ・「デジタルインフラ整備中国地域協議会」（当局、中国地域5県、電気通信事業者、インフラシェアリング事業者等で構成）の活動推進
- ・光ファイバの整備や公設光ファイバの民間移行の推進
- ・5 G基地局等の整備推進、携帯電話の不感地域の解消
- ・無線局の許認可・検査、手続きのデジタル化の推進

（２） 通信・放送インフラの強靱化

私たちの生活において情報伝達手段として重要な役割を果たす通信・放送サービスが、災害時も含め、確実かつ安定的に提供されるよう、そのインフラの強靱化（耐災害性強化）を推進します。

【主な施策】

- ・放送ネットワーク（地上波、ケーブルテレビ）の耐災害性強化の推進
- ・携帯電話基地局等の強靱化対策の推進
- ・辺地共聴施設の光化（高度化）の推進
- ・AMラジオからFMラジオへの円滑な移行（周知、相談対応等）
- ・FM放送の高度化に関する技術的検討
（周波数有効利用や設備投資コストの低減が期待される「超短波放送における同一周波数放送波中継による同期放送」の実用化に向けた調査検討、
発災時に簡易かつ短時間での設置・運用開始が期待できる「新たなFM伝送方式」による臨時災害放送局の実用化に向けた調査検討）

（３） 放送を取り巻く諸課題への対応

過疎化や視聴スタイルの変化等、昨今の放送業界を取り巻く状況の変化を踏まえ、官民が連携して、放送事業者が直面している諸課題の解決を図ります。

2 地域社会のA X/D X（A I・デジタル変革）の推進

少子高齢化や人口減少等の地域社会の課題について、A X/D X（A I・デジタル変革）により解決を図り持続可能な地域社会の構築を進めていくことが重要です。このため、自治体が抱える地域社会の課題と企業等が有するデジタル技術とのマッチングの取組や、地域情報化アドバイザーの派遣、先進的ソリューションに係る実証への支援等による好事例の創出・横展開を図るとともに、将来に向けた研究開発や人材育成等の支援も進めます。

（１） A I・デジタル実装による地域課題解決

地域社会における様々な分野の課題についてデジタル技術の実装による解決を図るため、デジタル人材／体制の確保支援、地域情報化アドバイザーの派遣、A I・自動運転等の先進的ソリューションや先進的通信システムの実証支援、地域の通信インフラ等整備の補助による社会実装への支援等の取組を行います。

また、自治体が抱える地域社会の課題を公募の上、企業、大学等有するデジタル技術とのマッチングを実施する提案会の開催や伴走支援によりプロジェクト組成を進めます。これに際し、地域の産学官等の関係機関とのネットワーク・連携体制（中国情報通信懇談会等）を最大限に活用し、課題解決の好事例の創出・横展開に取り組みます。

【主な施策】

- ・地域社会D X推進パッケージ事業（計画策定支援、地域情報化アドバイザーの派遣、先進的ソリューション等の実証支援、地域の通信インフラ等整備の補助等）
- ・デジタル技術を活用した地域課題解決の提案会
- ・地域社会A X/D X推進のためのセミナー等の開催
- ・中国情報通信懇談会におけるI C T利活用の普及啓発活動の推進
- ・中国地域におけるSociety5.0の実現に向けた連携・協力会の活動推進
（中国地域の国の9つの行政機関の連携による各省支援事業一覧の公表及び説明会の開催）
- ・中国地域D Xポータルサイトの充実
- ・放送・配信コンテンツの製作力強化・海外展開の推進

（２） 地域発の研究開発・人材育成の推進

地域社会の課題解決に資するデジタル技術や、増大する電波利用ニーズに対応した電波の一層の有効利用に資する技術の将来の活用をにらみ、地域の大学、高専、民間企業等と連携し、これらの技術に関連した研究開発やその担い手となる人材の育成を推進します。

【主な施策】

- ・電波有効利用のための基盤技術等に係る研究開発の推進
（「瀬戸内海の有人離島における医療サービス向上を図るためのデジタルインフラの整備・運用」（FORWARD 中国局独自テーマ）に係る研究開発 等）
- ・地域課題の解決に向けた高専の研究開発・技術実証の取組への支援
- ・中国地域電波研究者連絡会の活動推進

3 安全・安心な情報通信利用環境の整備～ICTの陰の側面への対応～

誰もがデジタル化の恩恵を享受するためには、ICTを安全・安心に利用できる環境が整備されていることが必要です。このため、重要無線通信への妨害除去等の電波利用環境の保護、利用者のICTメディアリテラシーの向上、高度なサイバーセキュリティに係る普及啓発・対処能力の向上、電気通信サービスに係る消費者保護等を地域の関係者と協力して進めます。

(1) 電波利用環境の保護

電波監視体制を強化し、安全・安心な生活・社会を支える重要無線通信への混信・妨害の適切な除去等に取り組むとともに、電波の利用ルール等に関する周知啓発を行います。

【主な施策】

- ・重要無線通信への妨害に係る電波監視及び不法無線局取締りの着実な実施
- ・医療機関等の電波利用環境整備の推進
- ・電波利用環境保護に係る周知啓発

(2) ICTメディアリテラシーの向上

判断力やモラルの準備が整わないうちにインターネットの世界に足を踏み入れトラブルに巻きこまれるおそれがある青少年やその保護者向けのセミナー・出前講座の開催など、安全・安心なデジタル社会の実現に向けた、幅広い世代を対象としたICTリテラシー向上の施策を推進します。

また、昨今のSNSの普及を背景として、デジタル空間において誹謗中傷等の違法・有害情報や偽・誤情報の流通・拡散が社会問題化している状況を踏まえ、インターネット・放送等の情報通信メディアの利用者全体に必要なICTメディアリテラシーの向上を図るため、関係事業者・団体と連携し、セミナーの開催等「デジタル・ポジティブ・アクション（DPA）」プロジェクトの中国地域における普及展開に取り組みます。

【主な施策】

- ・SNS時代に求められるICTメディアリテラシー向上に関するセミナー等の開催、啓発教材等の普及
- ・青少年等のICTリテラシー向上推進（出前講座e-ネットキャラバン、県や市との連携によるSNSセミナー）

(3) 高度なサイバーセキュリティに係る普及啓発・対処能力の向上

サイバー攻撃の脅威が増大・深刻化する中、自治体や地域の企業等においても対処能力の向上等を含む高度なサイバーセキュリティ対策が喫緊の課題となっていることから、関係機関と連携し、AI時代の地域におけるサイバーセキュリティ対策に係る普及啓発の取組を進めます。

【主な施策】

- ・自治体向け実践的サイバー防御演習（CYDER）の受講促進
- ・高度なサイバーセキュリティの普及啓発やインシデント対応能力向上等に係る地域企業等向けセミナー・演習の開催
- ・サイバーセキュリティ人材育成につながる若者向けCTFコンテストの開催
- ・「中国地域サイバーセキュリティ連絡会」の活動推進

(4) インターネット等の電気通信サービスに係る消費者保護の推進

インターネット等の電気通信サービスを誰もが安全・安心に使える環境を整備するため、電気通信事業者・団体、自治体、消費生活センター等地域の関係者や専門家との連携のもと、電気通信サービスの消費者保護に関する取組を進めます。

【主な施策】

- ・電気通信サービスに係る消費者保護に向けた関係者による連絡会の実施
- ・電気通信サービスに係る相談対応

4 防災・減災の推進のための災害時における情報通信の確保

国民の生命・財産を守るという観点から、災害時においても情報伝達手段を確保することが重要です。このため、通信・放送インフラの強靱化を図ります。また、災害時に通信・放送設備等が被災した場合には、早期復旧等を図るべく、被災自治体への職員派遣や避難所の通信環境確保等を支援するための移動通信機器の貸出等必要な支援を行います。その際、迅速に対応できるようにするため、平時から、県の総合防災訓練等に参加する等、防災関係機関との連携の強化を図ります。

(1) 通信・放送インフラの強靱化【1 (2) 再掲】

(2) 災害時における情報伝達手段確保（被災した通信・放送の復旧等）のための支援

災害時においても情報伝達手段を確保するため、通信・放送設備等が被災した場合には、その早期復旧等に向けて、被災自治体に職員を派遣し、電気通信事業者、自治体等防災関係機関との連絡・調整等を行います。また、災害復旧作業や避難所の通信環境確保等を支援するため必要な移動通信機器の貸出等の支援を行います。

その際、迅速な対応ができるよう、平時から、防災関係機関との間で、災害時の連絡体制や支援策等について情報共有を図るとともに、県の総合防災訓練等への参加を通じ連携の強化を図ります。

【主な施策】

- ・被災自治体へのリエゾン派遣（MIC-TEAM（総務省・災害時テレコム支援チーム））
- ・災害対策用移動通信機器（簡易無線機、衛星携帯電話、衛星インターネット機器等）・発電機、臨時災害放送局設備等の貸出
- ・県の総合防災訓練等への参加を通じた自治体を始めとする防災関係機関との連携強化
- ・中国地方非常通信協議会、災害時における通信サービスの確保に関する通信事業者との連絡会の活動推進